

# 山梨県公報

号外第二号

令和元年

五月二十七日

月 曜 日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………四
- 山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………四
- 直接請求又は解職の請求のための署名を求めることのできない期間……………五
- 山梨県選挙管理委員会告示第五十号の公布公告……………五

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和元年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
 政党の支部

立憲民主党山梨県参議院選挙区第2総支部	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
	市 来 伴 子	飯 島 修	甲府市丸の内三一九一七	令和元年五月九日	令和元年五月十日	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体の区分	市 来 伴 子	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員(候補者)	
	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	市 来 伴 子	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		

その他の政治団体

いちき伴子後援会	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
		市 来 伴 子	金 井 塚 誠	甲府市中央四一六一一四 四六一四ハイム	平成三十一年四月十八日	平成三十一年四月十八日
三親会	名 称	市 来 伴 子	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員(候補者)	
		川 手 一 豊	市 来 伴 子	公職の候補者の氏名		
スマイルおおつき	名 称	小林 靖 永	小林 佳 織	大月市大月三二四一五	平成三十一年四月十二日	平成三十一年四月十二日
		日本共産党長坂正春後援会	石 原 剛	野 尻 正 樹	甲府市上石田四一八一〇	平成三十一年二月十二日
あんどう久雄後援会	名 称	古 西 泰 治 郎	吉 田 誠	大月市大月一一一一一八	令和元年五月七日	令和元年五月七日
		大森彦一を支援する「山彦会」	大 森 彦 一	天 野 貞 夫	南都留郡忍野村忍草一〇六〇一一	令和元年五月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

新	区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
		翔英会				平成三十一年	平成三十一年

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
後藤斎後援会	後藤 斎	片山卓見	甲府市丸の内二一〇一八 太平ビル一階	平成三十一年三月二十五日	平成三十一年四月八日
ダイナミック山梨を実現する会	田中甲子男	神宮寺利江	甲府市中小河原一―一三一七	平成三十一年三月二十七日	平成三十一年四月八日
自由民主党上九一色北支部	橋田 章	菅家達平	甲府市古関町三三二六	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日
自由民主党中道支部	井田慶喜	渡辺 治	甲府市下向山町一九二五	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日
山輝会	鈴木晴信	鈴木由紀子	甲府市丸の内三―三二一―四 デイ・プラン丸の内ビルディング一階	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年四月二十三日
やまなしランド実行委員会	鈴木晴信	鈴木由紀子	甲府市丸の内三―三二一―四 デイ・プラン丸の内ビルディング一階	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年四月二十三日
秋山貢後援会「みつぎ会」	秋山 貢	山本章次	南巨摩郡富士川町天神中条一二二六	平成三十年十二月三十一日	令和元年五月十日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
天野たきお後援会	天野 寛	天野裕大	天野 寛	天野裕大	天野 寛	天野裕大	天野 寛	天野裕大	天野 寛	天野裕大	天野 寛	天野裕大
国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部	国民民主党山梨県第1区総支部
元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会	元気会
金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」	金丸一元後援会「元気会」
陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会	陸実会
恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会	恒友会武井つねお後援会
村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」	村上信行後援会「信友会」
上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会	上村英司を育てる会

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
市来 伴子	参议院議員	いちき伴子後援会	甲府市中央四―六―一四 四六二四ハイム	市来 伴子	平成三十一年 四月十八日	平成三十一年 四月十八日
大森 彦一	村長	大森彦一を支援する「山彦会」	南都留郡忍野村忍草一〇六〇―一	大森 彦一	令和元年五月 七日	令和元年五月 七日

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、参议院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、参议院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成二十八年山梨県選挙管理委員会告示第二十四号）は、廃止する。

令和元年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさあ

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	二	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	一		

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成

二十八年山梨県選挙管理委員会告示第二十五号)は、廃止する。  
令和元年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 中 込 まさゑ

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	二	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	一		

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、令和元年五月二十九日から参議院議員通常選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。  
令和元年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第五十号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。  
令和元年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

平成三十年九月二十三日執行の市川三郷町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年五月二十日

裁 決 書

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門三六〇七番地三  
町有住宅市川団地二号棟一〇二号室  
審査申立人 丹 澤 實

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成三十年十二月十日付けで提起された平成三十年九月二十三日執行の市川三郷町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、山梨県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第一 審査の申立ての要旨及び理由

一 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、平成三十年九月二十七日付けで市川三郷町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出をしたが、平成三十年十一月二十二日付けで町委員会は棄却の決定(以下「原決定」という。)をした。申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人秋山詔樹(以下「当選人」という。)の当選を無効とする裁決を求めて本件審査の申立てをしたものである。

二 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、次のとおりである。

1 当選人は、昭和六十年三月に中央市東花輪(以下「東花輪の住所」という。)に住宅を新築し、住民票を東花輪の住所に異動しなのまま同住所に転居して以降、平成二十八年九月まで東花輪の住所で生活していた。町委員会が当選人の住所と認定した市川三郷町市川大門一三六五番地二の住所(以下「市川三郷町の住所」という。)については、当該地の近隣住民の一人は「当選人が居住している事実はない。」と証言している。

2 当選人は平成二十八年九月に中央市西花輪(以下「西花輪の住所」という。)に住宅を新築し、当選人の妻、当選人の次女と共に三人で生活している。西花輪の住所の建物は、当選人の妻及び当選人の次女の共同所有名義となつているが、当選人の所有地を担保に建設されており、実質的には当選人

の所有物である。また、近隣住民は、「当選人はここで起居し、毎日ここから会社に出動している。」と証言している。

3 市川三郷町の住所に住民票登録しているのは、当選人、当選人の妻、当選人の次女、当選人の実姉、当選人の実姉の長女、その夫、その子供二人の計八人であるが、市川三郷町の住所の住宅は極めて狭く、三家族八人が居住することは不可能であり不自然である。また、平成三十年六月から九月までの三か月間の平均使用電気量は、一六六・三キロワットアワーであったが、平成二十一年に電気事業連合会統計委員会が発表した資料によると、山梨県民一人当たりの使用電力量は一九五キロワットアワーであり、八人で同居している住宅の電気使用量としては極めて少量である。

4 下水道法第十条は、公共下水の使用が開始された場合には、土地の所有者は遅滞なく排水施設を設置しなければならないと規定しているにもかかわらず、当選人は浄化槽で汚水処理をしており、この状況を改善しないのはここに居住していないからである。

5 町委員会が認定した事実として、毎日、市川三郷町内の牛乳店から市川三郷町の住所に牛乳を配達してもらっているとされているが、牛乳配達人に聞いたところ、これは当選人の実姉が飲用しているとのことであった。

6 町委員会が認定した事実として、当選人は市川三郷町の住所に所在する謹吾紙業株式会社の代表取締役を務めており、市川三郷町で事業活動を行っているところであるが、当選人を含む家族が居住しているとされる当該住宅には、事務室や本社機能は整っておらず、社員が勤務している実態はない。事実上の本社は南アルプス市であり、当選人は西花輪の住所から毎日ここに出勤し、事業活動を行っている。

7 公職選挙法における住所とは、民法における「各人の生活の本拠」をもって、その者の住所と考えるものとされており、最高裁判決でも「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべき」であって、「私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」とされ、住所の認定にあたっては、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきもの」とされており、生活場面ごとに住所を分けて認定することは認められていないものと思われる。さらに、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決すべきものであって、主観的に住所とする意思があることのみをもって直ちに住所の設定を生ずるものではない」とされている。

以上のことから、当選人は、家庭生活、事業生活、社会活動および政治活動をそれぞれの場所で「複合・分散」して行っているが、市川三郷町の住所で起臥していないことや、客観的な生活の本拠たる実態を具備していないことから、市川三郷町の住所は、公職選挙法における住所とはいえない。

## 第二 争点

公職選挙法第十条第一項第五号において、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」が被選挙権を有するとされており、同法第九条第二項において、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き三箇月以上、すなわち、少なくとも平成三十年六月二十三日から平成三十年九月二十三日までの間（以下「本件期間」という。）、市川三郷町内に住所を有する者であったか否かが争点である。

## 第三 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて、町委員会に対しては弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人からは弁明書に対する反論書の提出を受けた。また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人を参加人として審理手続きに参加することを求め、職権による質問を行ったほか、各種書類の精査並びに市川三郷町の住所について検証を行い、慎重に審理した。

### 一 住所認定についての解釈

住所は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十二条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては住所は一人につき一箇所に限定すべきものと解すべきである」（昭和二十三年十二月十八日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和三十五年三月二十二日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成二十三年十二月二十日大阪高等裁判所判決）とされている。

以下、このような観点から本件争点について検討する。

二 当委員会が認定した事実

1 市川三郷町の住所での生活状況

市川三郷町の住所においては、以下の点を確認した。

(一) 当選人、当選人の妻、当選人の実姉の住民登録した住所は次のとおりである。

(1) 当選人は生まれて（昭和二十年三月三日）から今日まで市川三郷町の住所に住民登録をしており、本件期間中も市川三郷町の住所に住民登録していた。

(2) 当選人の実姉及びその子は昭和五十四年一月十三日以降、市川三郷町の住所に住民登録をしている。

(3) 当選人の妻は昭和四十六年一月八日以降、当選人の次女は昭和四十八年十一月三日以降、市川三郷町の住所に住民登録をしていたが、いずれも平成二十八年八月十九日から西花輪の住所に住民登録を移転している。

(二) 当選人及び当選人の実姉の仕事、帰宅は次のとおりである。

(1) 謹吾紙業株式会社（以下「謹吾紙業」という。）の本店登記は「山梨県西八代郡市川三郷町市川大門一三六五番の二」であり、当選人は謹吾紙業代表取締役である。山梨県南アルプス市東南湖七四九番地は謹吾紙業の事業所である。

(2) 当選人の実姉は、午前は市川三郷町の住所で謹吾紙業の仕事をして、午後は謹吾紙業の南アルプス市にある事業所で仕事をしている。

(3) 当選人も当選人の実姉も市川三郷町の住所への帰宅は、午後九時から午後十時になることも多い。

(三) 市川三郷町の住所の土地及び建物、同建物の使用状況は次のとおりである。

(1) 市川三郷町の住所にある土地は宅地であり、秋山正一名義に所有権移転登記がされている。市川三郷町の住所には、種類が居宅兼事務所の木造瓦葺二階建の建物と、種類が居宅兼物置の木造瓦葺二階建の建物がある（これらをまとめて以下「市川三郷町の住所の建物」という。）。

(2) 当委員会が令和元年五月二日に実施した検証の結果、市川三郷町の住所の建物について、一階には、事務所部分、当選人の実姉の部屋がある。更に、一階には、玄関、居間、台所、洗面所、トイレ、風呂・風呂場、浄化槽がある。一階の居間、台所には、テレビ、エアコン、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機等の家電製品、テーブル、仏壇、食器

類等の家財道具、食材、調味料等がある。

同建物の二階には当選人の部屋があり、二階の当選人の部屋には寝室があり、押し入れに布団、タンスに衣類等が各備わっている。二階には洗濯物の物干し場がある。

(四) 食事及び洗濯については、当選人及び当選人の実姉ともに市川三郷町の住所で朝食をとるが、夕食は、帰宅が遅いため弁当や外食で済ますことが多く、休日に家で作り食べるくらいである。また、当選人の衣類を含めた洗濯は居間にある洗濯機で当選人の実姉が行っている。

(五) 当選人への郵便物について、当委員会が市川三郷町の住所に送付した簡易書留郵便は当選人が市川三郷町の住所または配達郵便局で受領している。また、町委員会が市川三郷町の住所に送付した簡易書留郵便も当選人が受領している。そして、当選人への平成三十年の年賀状等その他の郵便物も市川三郷町の住所宛に郵送されており、いずれも同住所に配達され当選人が受領している。

(六) 当選人は株式会社山梨中央銀行（以下「山梨中央銀行」という。）市川支店及び山梨信用金庫市川支店に預金口座を開設している。山梨中央銀行市川支店の預金口座には市川三郷町議会からの議員歳費が振り込みされている。なお、山梨中央銀行市川支店から謹吾紙業宛の郵便もあり、謹吾紙業も山梨中央銀行市川支店に預金口座を開設していると推測される。

(七) 市川三郷町の住所における土地・家屋の固定資産税、電気料、ガス使用料、自治会費等の支払は、以下のとおりであり、当選人が支払している。

(1) 市川三郷町から、納税義務者を当選人として、市川三郷町の住所宛に当選人に対して、市川三郷町市川大門一三六五―二の宅地（住宅用地）、同所一三六五―七の宅地（住宅用地）及び同所一三六五―二の専用住宅（一般住宅用）木造瓦葺二階建の家屋の平成三十年固定資産税納税通知書（前期全納または第一期分から第四期分）が郵送されて、当選人は第一期分から第四期分までを支払している。

(2) 市川三郷町の住所の使用電気料（平成三十年五月二日から同年九月二日までの分）については、当選人が契約者であり東京電力エナジーパートナー株式会社に対して当選人が支払している。

(3) 市川三郷町の住所のLPガス使用料（平成三十年五月九日から同年九月六日までの分）については、当選人が契約者であり株式会社山梨ミツウロコ峡南店に対して当選人が支払している。なお、請求書及び領収書は「秋山謹吾」宛となっており「秋山謹吾」は当選人の亡父秋山正

- 一の通称であって秋山正一が契約者であったが、同人死亡後は当選人が契約者であり当選人も亡父の通称を使用している。
- (4) 市川三郷町の住所の自治会費（平成二十九年年度組費一万二千元）については、当選人が平成三十年三月末日に支払している。
- (5) 市川三郷町の住所の上水道及び下水道の各料金については、生活水は地下からポンプで汲み上げており上水道水の契約はしておらず、下水についても下水道の契約をしておらず建物内にある浄化槽により処理しており、いずれもその各料金の支払はしていない。
- (6) 市川三郷町の住所の浄化槽については、年一回汲み取りをおこない、平成三十年八月十日に謹吾紙業名で支払されている。
- (7) 市川三郷町の住所の固定電話の使用料（平成三十年六月請求分から同年九月分）については、「秋山正一」名で、当選人個人分と謹吾紙業分が支払いされている。なお、秋山正一は亡父秋山正一の氏名であって、秋山正一が契約者であったが、同人死亡後は当選人が契約者であり当選人も亡父の氏名を使用している。
- (八) 市川三郷町内の牛乳店から市川三郷町の住所に配達されている牛乳については、契約者は当選人であり、牛乳は当選人が飲用しており、平成三十年四月分から同年八月分の牛乳代金の集金に対しては当選人が当選人の実姉が支払対応している。
- (九) 当選人が使用している自動車については所有者は謹吾紙業であり、住所は市川三郷町の住所である。
- (十) 当選人は隣接のガソリンスタンドで月一回から二回給油している。
- (十一) 当選人は、菩提寺である市川三郷町所在の金剛山宝寿院で檀家役員である総代を務めている。宝寿院総代選出条件は市川三郷町内に住んでいることが原則となっている。現在総代は十二名おり、うち一人（甲府市在住）を除く十一人は市川三郷町内に在住の人である。
- (十二) 当選人は、市川三郷町の住所の地元にある弓削神社の氏子総代に、氏子地区内である七丁目地区から平成十年に選任され、二十年以上にわたり同神社の氏子総代を務めている。氏子総代は市川三郷町内の氏子地域内の在住者に限るとされている。
- (十三) 市川三郷町の住所での当選人の居住に関する上申書及び近隣住民への聞き取り調査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 町委員会が行った近隣住民の聞き取り調査では、当選人に関して「日中や夜に見かける」「姉の安田さんが住んでいる」「普段は見かけない」

- い」「時々、車を見かける」「自治会の活動には参加していた」との説明があった。
- (2) 近隣住民の一人は、「市川三郷町の住所には当選人姉が居住しており、当選人が起居していることを見たことはない。」旨を上申している。
- (3) 近隣住民の一人は、「祭りの準備、組の行事等に積極的に参加、協力している。市川三郷町で生活している。」旨を上申している。
- (4) 近隣住民の一人は、「実姉と居住して日常生活を営んでいる。祭りの準備、防災訓練等積極的に参加している。」旨を上申している。
- 2 東花輪の住所での生活状況
- 東花輪の住所においては、以下の点を確認した。
- (一) 審査の申立てにおいて、申立人は、「当選人は平成二十八年九月まで東花輪の住所に居住していた」と述べている。
- (二) 建物（居宅、木造セメント瓦葺二階建、昭和六十年三月五日新築）の所有者は当選人である。
- (三) 東花輪の住所には、当選人の長女及びその夫が住民登録をされており、当選人は住民票登録していない。
- (四) 当選人の長女は町委員会に対し「当選人とは同居していない。用事がある時以外訪問しない。」と上申している。
- (五) 町委員会が行った当選人の東花輪の住所での同居の有無についての近隣住民への聞き取り調査では、当選人に関して「娘夫婦が住んでいる」「時々ポストを確認に来ている」「時々、車を見かける」との説明があったにすぎない。
- 3 西花輪の住所での生活状況
- 西花輪の住所においては、以下の点を確認した。
- (一) 西花輪の住所の宅地は当選人の所有である。
- (二) 西花輪の住所の建物（居宅、木造かわら・ソーラーパネルぶき二階建、平成二十八年八月二日新築）は、当選人の妻及び当選人の次女の共同所有となっている。
- (三) 当選人の妻、次女の二人（平成三十年十二月以降は次女婚予定者を含む三人）が住民登録しており、当選人は住民票登録していない。
- (四) 西花輪の住所における当選人の居住に関する状況についての上申書に関しては、以下のとおりである。
- (1) 申立人から町委員会に提出された上申書において、当選人の居住につ

いて「当選人は平成二十八年九月から当選人の妻及び当選人の次女とともに三人で生活している」旨の上申をしている三人について、当委員会による聞き取り調査の結果、うち二人は当選人のことを詳しく承知しておらず、うち一人は当選人のことを承知しているものの住居を訪問したことはなく、いずれも直接当選人の居住の状況を把握しているものではなかった。

(2) 当選人から当委員会に提出された上申書において、当選人の居住について「当選人の妻、次女及び次女の婿予定者の三人が居住しており、当選人は居住していない」旨の上申している三人について、当委員会による聞き取りの結果、いずれも隣接地の住民であり、当選人が居住し生活している様子を目撃したことはないとのことであった。

(五) 当委員会が行った質問において、当選人は、西花輪の住所には、当選人の妻と次女に用事がある場合に月数回行く程度であり、宿泊することはないと陳述している。

(六) 西花輪の住所における電気料（平成三十年四月十日から同年九月九日までの分、東京電力エナジーパートナー株式会社）、LPガス使用料（平成三十年五月二十八日から同年九月八日までの分、株式会社山梨ミツウロコ田富店）及び上水道使用料（平成三十年五月二日から同年十月三十日までの分、中央市）について、電気料及びLPガス使用料は当選人の次女が契約者であり支払人であって、上水道は当選人の妻が契約者であり支払人である。当選人は契約者でなく、支払人でもない。

#### 4 事業活動の状況

事業活動においては、以下の点が確認されている。

(一) 当選人が代表取締役を務める謹吾紙業の登記簿上の本社所在地は市川三郷町の住所である。山梨県南アルプス市東南湖七四九番地は謹吾紙業の事業所である。

(二) 申立人は、「謹吾紙業株式会社の登記簿上本社所在地は、市川三郷町の住所にあるが、そこでの事業活動は全くなされていない」とする。しかし、謹吾紙業の本社所在地には法人関係、銀行関係、従業員の検診関係等の会社宛の郵便物が届いており、経理、経営分析等の事務を行っている。南アルプス市の事業所では、営業、事務の一部、倉庫、配送業務を行っているので、謹吾紙業のホームページには南アルプス市の住所を掲載している。

(三) 当選人は、市川三郷町商工会の会長として長年活動している。

(四) 当選人は、市川三郷町に本店がある山一和紙工業株式会社の代表取締役も務めている。

#### 5 政治活動の状況

(一) 当選人は、昭和六十一年から三十二年間旧市川大門町、市川三郷町の町議会議員を務めている。

#### 三 当委員会の判断

当委員会は、上記二（当委員会が認定した事実）に基づき、本件期間における当選人の生活実態を推認のうえ、当選人の住所について判断する。

1. そして、以下の諸事情を総合的に判断して、当選人は、当選人の実姉と共に、市川三郷町の住所の建物に居住して、市川三郷町の住所を生活の本拠として日常的に生活をしており、本件期間中における当選人の生活の本拠は、市川三郷町の住所にあり、当選人の生活に最も関係の深い生活の中心であると認められる。

(一) 当選人、当選人の妻及び当選人の実姉の住民登録について

(1) 当選人は生まれてから今日まで市川三郷町の住所に住民登録をしており本件期間中も市川三郷町の住所に住民登録していた。

(2) 当選人の妻は昭和四十六年一月八日以降、当選人の次女は昭和四十八年十一月三日以降、市川三郷町の住所に住民登録をしていたが、いずれも平成二十八年八月十九日から西花輪の住所に住民登録を移転している。

(3) 当選人の実姉は昭和五十四年一月十三日以降、市川三郷町の住所に住民登録をしている。

(二) 当選人による市川三郷町の住所の建物の使用状況について

(1) 市川三郷町の住所の建物は種類が居宅兼事務所と居宅兼物置の建物である。また、市川三郷町からの平成三十年固定資産税納税通知書には、課税物件として市川三郷町市川大門一三六五―二の宅地（住宅用地）、同所一三六五―七の宅地（住宅用地）及び同所一三六五―二の専用住宅（一般住宅用）木造瓦葺二階建の家屋の記載がされている。

(2) 市川三郷町の住所の建物の一階には事務所部分がある。謹吾紙業の本店は「山梨県西八代郡市川三郷町市川大門一三六五番の二」であり、この事務所部分が謹吾紙業の本店と認められる。

木造瓦葺二階建の建物の一階には、当選人の実姉の部屋があり、更に、玄関、居間、台所、洗面所、トイレ、風呂・風呂場、浄化槽があ

る。

一階の居間、台所には、テレビ、エアコン、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機等の家電製品、テーブル、仏壇、食器類等の家財道具、食材、調味料等がある。

同建物の二階には当選人の部屋があり、二階の当選人の部屋には寝室があり、押し入れに布団、タンスに衣類等が各備わっており、当選人が同建物の二階で寝起きしている状況が認められる。二階には洗濯物の物干場がある。

(3) 食事及び洗濯については、当選人及び当選人の実姉ともに市川三郷町の住所で朝食をとるが、夕食は、帰宅が遅いため弁当や外食で済ますことが多く、休日に家で作り食べるくらいである。また、当選人の衣類を含めた洗濯は居間にある洗濯機で当選人の実姉が行っている。

(4) 市川三郷町の住所の建物の使用状況は以上のとおりであり、市川三郷町の住所の建物内には、生活に必要な家電製品や家財道具、食材や食器類、当選人の寝具や衣服等が揃っており、当選人が市川三郷町の住所の建物に居住して日常的に生活を送っていると認められる。なお、市川三郷町の住所での当選人の居住に関する上申及び近隣住民への聞き取り調査の結果は、まちまちであって、これらの上申及び近隣住民への聞き取り調査の結果から、市川三郷町の住所に当選人が居住していないとは認められない。

(三) 当選人の西花輪の住所の建物への居住について

(1) 西花輪の住所の建物（居宅、木造かわら・ソーラーパネルぶき二階建、平成二十八年八月二日新築）は当選人の妻及び当選人の次女の共同所有であり、同建物には当選人の妻及び当選人の次女が居住している。

(2) 西花輪の住所の建物に当選人が居住しているか否かについては、当選人が西花輪の住所の建物に居住している旨の上申もあるが、いずれも直接、当選人の居住の状況を把握しているものではなく、一方当選人が西花輪の住所の建物に居住している様子を目撃したことはない旨の上申もあり、当選人が西花輪の住所には居住しておらず、同住所には当選人の妻、当選人の次女に用事がある場合に月数回行く程度であり、同住所に宿泊することはないと陳述していることも併せると、当選人が西花輪の住所の建物に居住しているとは認められない。

(四) 当選人の東花輪の住所の建物への居住について

当選人が東花輪の住所の建物に当選人の長女夫婦と同居しているとは認められない。

められない。

(五) 当選人の市川三郷町の住所での生活状況について

(1) 当選人への郵便物について

当選人宛の平成三十年の年賀状その他の郵便物も市川三郷町の住所宛に郵送されており、いずれも同住所に配達され当選人が受領している。また、当委員会及び町委員会が市川三郷町の住所に送付した当選人宛の郵便物も当選人が受領している。

(2) 金融機関の預金口座の開設について

当選人は市川三郷町の住所を営業区域とする山梨中央銀行市川支店及び山梨信用金庫市川支店に預金口座を有している。そして、山梨中央銀行市川支店の預金口座には市川三郷町議会からの議員歳費が振り込みされている。

(3) 税金その他の各種料金等について

市川三郷町の住所における土地・家屋の固定資産税、電気料、LPGガス使用料、自治会費、固定電話使用料等の支払は、いずれも当選人が支払をしている。牛乳購入は当選人が契約者で飲用しており、牛乳代金の集金に対しては当選人が当選人の実姉が支払対応している。

また、当選人は隣接のガソリンスタンドで月一回から二回給油している。

(4) 菩提寺の檀家役員について

菩提寺である市川三郷町所在の金剛山宝寿院の総代選出条件は市川三郷町内に住んでいることが原則とされており、当選人は市川三郷町に在住の総代の一人である。

(5) 弓削神社の氏子総代について

市川三郷町の住所の地元にある弓削神社の氏子総代は市川三郷町内の氏子地域内の在住者に限るとされているところ、当選人は氏子地区内である七丁目地区から弓削神社の氏子総代に平成十年に選任され、以後二十年以上にわたり同神社の氏子総代を務めている。

(6) 事業活動及び政治活動について

当選人は、謹吾紙業の代表取締役を務め、また、市川三郷町に本店がある山一和紙工業株式会社の代表取締役も務めている。そして、当選人は市川三郷町商工会の会長としても長年活動している。

当選人は昭和六十一年から三十二年間旧市川大門町、市川三郷町の町議会議員を務めている。

2 まとめ

以上のとおり、本件期間中における当選人の生活の本拠は、市川三郷町の住所にあり、当選人の生活に最も関係の深い生活の中心であると認められる。

また、当委員会が審理する過程で、当選人の生活の本拠が西花輪の住所にあると認めるに足りる客観的な証拠はなく、申立人が証拠書類として提出した上申書も信頼に足るものではなく、その他申立人の主張を裏付ける客観的証拠もなかった。

したがって、当選人は、平成三十年九月二十三日の時点で、引き続き三箇月以上市川三郷町内に住所を有していると認められたことから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していたものである。

よって、審査申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第二百十六条第二項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条第二項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和元年五月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる

教 示

公職選挙法第二百七条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第二百十五条の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番